

【事業内容】

〈地域での食育の取組〉



こども食堂等
地域における共食の場の提供

こども宅食等を通じた
地域食文化の継承・
日本型食生活の実践



農林漁業体験機会の提供 ※

〈学校における食育の取組〉



学校給食における
地場産物活用の
促進

和食給食の普及



農林漁業体験機会の提供 ※

※ 農林漁業体験の機会の提供については、単独での支援はできません。

【事業の流れ】

- 都道府県域内の食育活動の取組を支援します。



【留意点】

- 1つの事業実施主体への交付金の上限額は、1,000万円。
- うち食材費(教材費)に関する交付金の上限額は、以下のとおりです。

食材費(教材費)の交付金の上限額

事業メニュー	1事業実施主体当たりの交付金の上限額	参加者1人当たりの交付金の上限額 (1開催あたり)
共食の場の提供	100万円	1,000円
それ以外の各事業メニュー	50万円	1,000円

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

電話 03-3502-5723(直通)

令和4年度【補正】消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進

検索



【支援対象経費】

＜「都道府県を通じた取組」の支援＞

1. 地域での食育の取組

(1)共食の場における食育活動

【支援内容と対象経費例】

- ニーズ調査 ○ 生産者とのマッチング調査・調整 ○ マッチング交流会 ○ こども食堂等の共食の場の提供

（資料印刷費、賃金、調査員手当・旅費、講師謝金・旅費、会場・機器借料、バス 借料、食材費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料等）

(2)食文化の継承・日本型食生活の実践

【支援内容と対象経費例】

- 調理講習会の開催 ○こども宅食等を通じた食文化の継承・日本型食生活の実践

（講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料等）

(3)農林漁業体験の機会の提供

【支援内容と対象経費例】

- 教育ファーム検討委員会
- 農林漁業体験機会の提供

（委員謝金・旅費、会場・機器借料、資料印刷費、体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金、農業機械・簡易トイレ等借料、バス借料、種苗・生産資材費、食材費、普及宣伝費、役務費、保険料等）

2. 学校における食育の取組

(1)学校における食育の取組

【支援内容と対象経費例】

- 献立の開発
（調理師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費等）
- 食育授業
（講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料等）

(2)和食給食の普及

【支援内容と対象経費例】

- 献立の開発
（調理師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費等）
- 食育授業
（講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料等）

(3)農林漁業体験の機会の提供

【支援内容と対象経費例】

- 教育ファーム検討委員会
- 農林漁業体験機会の提供
（委員謝金・旅費、会場・機器借料、資料印刷費、体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金、農業機械・簡易トイレ等借料、バス借料、種苗・生産資材費、食材費、普及宣伝費、役務費、保険料等）